

荒川区街頭防犯カメラ設置方針

荒 川 区

目 次

第1章	方針の目的・位置付け	
1-1	方針策定の背景	P. 1
1-2	指針制定の目的	P. 1
1-3	目標年次	P. 1
1-4	策定手順	P. 2
1-5	関係法令との関係	P. 2
第2章	刑法犯の状況	
2-1	東京都における刑法犯の状況	P. 3
2-2	荒川区における刑法犯の状況	P. 3
2-3	23区の刑法犯認知件数ランキング	P. 4
2-4	23区における指定重点犯罪の推移	P. 4
2-5	人口密度当たりの刑法犯認知件数（平成27年）	P. 5
2-6	本区の治安	P. 6
第3章	区民意識	
3-1	防犯に関する区民意識	P. 7
3-2	区民の防犯カメラへの期待度	P. 9
第4章	防犯カメラ設置効果の検証	
4-1	防犯カメラの設置数と犯罪認知件数	P. 11
4-2	防犯カメラの活用実績	P. 12
第5章	防犯カメラの設置目的	
5-1	防犯カメラの効用	P. 14
5-2	防犯カメラの副次的効果	P. 14
5-3	防犯カメラの設置目的	P. 15
第6章	基礎データの分析	
6-1	配置計画検討要素	P. 17
6-2	町丁目別の刑法犯認知件数の分析	P. 18
6-3	指定重点犯罪の分析	P. 20
6-4	町丁目別の凶悪・粗暴犯認知件数の分析	P. 22
6-5	町丁目別の認知件数の過去との比較分析	P. 24
6-6	区内の防犯カメラの設置数（平成28年度末予定）	P. 25

第7章	防犯カメラの設置における区と地域団体の役割分担	P. 28
第8章	防犯カメラの設置方針	
8-1	区による防犯カメラの設置計画（平成29～31年度）	P. 30
8-2	区による防犯カメラの設置箇所の決定	P. 31
8-3	区による防犯カメラ設置の進め方	P. 31
8-4	区による防犯カメラ設置の年次計画	P. 32
8-5	地域団体による防犯カメラの標準的な設置	P. 35
第9章	設置方針の履行	P. 37
第10章	画像データの管理	
10-1	個人情報保護の必要性	P. 38
10-2	画像データの管理方法	P. 38

第1章 方針の目的・位置付け

1-1 方針策定の背景

平成27年の全国の刑法犯認知件数は、前年比11万3115件（9・3%）減の109万9048件で、昭和48年の119万549件を42年ぶりに下回り、戦後最少となった。本区においても、前年比120件減の2,385件と、犯罪の件数は減少した。

警察庁は「市民の防犯活動や防犯カメラの増加など、犯罪を警戒する地域社会の目が密になった結果」と分析しているが、本区においても、街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）や地域の防犯活動が犯罪減少に大きく貢献しているといえる。

防犯カメラの普及は進んでいるものの、地域防犯や子ども安全対策の強化を区に求める声や、犯罪に対する不安を解消するために防犯カメラの設置が必要と考えている区民は多い。

これは、防犯カメラの捉えた画像が被疑者の検挙につながったことが頻繁に報道されることで犯罪抑止効果が高まり、そのことで市民の犯罪に対する不安が解消されるという防犯カメラの効力が、社会的に広く認知されてきているからであろう。

このように、安全安心の街を築くうえで、防犯カメラは必須のアイテムであり、効果的かつ効率的な普及を行う必要がある。

1-2 指針制定の目的

防犯カメラを必要な場所にバランス良く配置し、より効果的で効率的な運用を行うことで、犯罪のない安全安心なまちづくりをさらに推進するものである。

1-3 目標年次

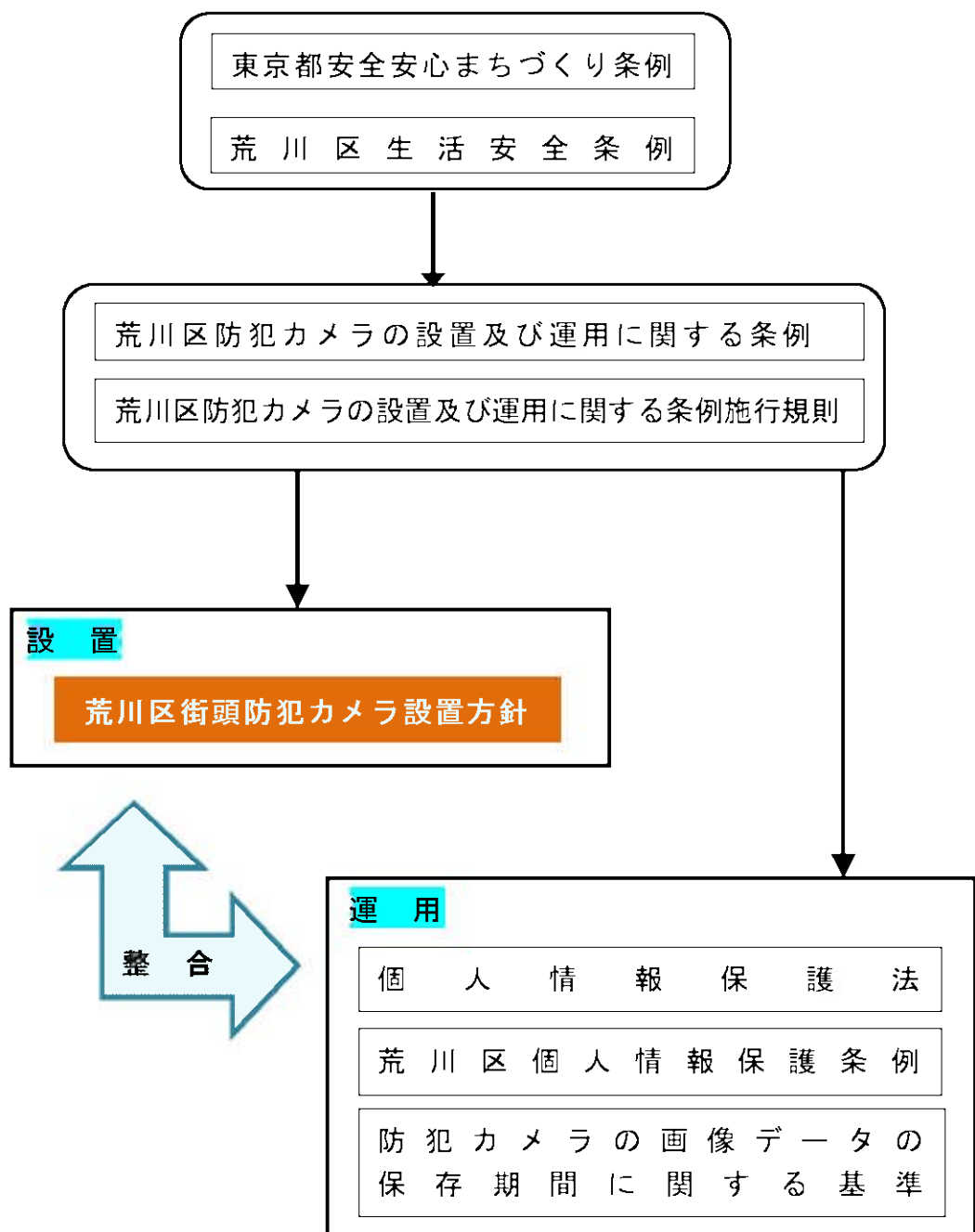
本方針に基づき、平成29年度から平成31年度の3か年にて、防犯カメラの設置を進めていく。

その後は、社会情勢、犯罪の発生状況等の諸条件を踏まえ、本方針の見直しを行っていくこととする。

1-4 策定手順

- ① 設置が必要な場所、地域を犯罪の発生状況や罪種、発生場所等の諸条件を整理
- ② 既設の防犯カメラを地図上にプロット
- ③ ①で整理したデータと②の防犯カメラの位置情報を踏まえて防犯カメラが不足している地域、つまり今後必要な地域をあぶり出し
- ④ 町丁目ごとに防犯カメラの必要台数を算出

1-5 関係法令との関係



第2章 刑法犯の状況

2-1 東京都における刑法犯の状況

年	認知 件数	強盗	侵入 窃盗	ひった くり	車上 ねらい	自転 車盗	オート バイ盗	自動 車盗
17	253,912	733	19,278	3,406	15,340	62,582	8,856	1,455
22	195,972	595	9,415	1,812	8,872	59,047	6,709	627
23	186,435	565	8,042	1,719	7,933	60,028	6,429	875
24	172,388	569	7,970	904	6,179	53,184	5,023	553
25	162,565	466	7,756	826	5,877	50,863	3,926	667
26	160,134	491	6,925	823	4,982	56,096	3,045	395
27	148,195	399	6,324	506	4,405	51,100	3,207	359

- ・ 都内の刑法犯については、昨年戦後最少を記録し、本年6月末もそれを上回るペースで減少を続けている。
- ・ 平成17年と平成27年を比較すると、当時の約58%まで減少している。
- ・ ほぼすべての罪種において、減少している。

2-2 荒川区における刑法犯の状況

年	認知 件数	強盗	侵入 窃盗	ひった くり	車上 ねらい	自転 車盗	オート バイ盗	自動 車盗
17	3,566	11	158	62	259	1,160	71	6
22	2,888	6	96	43	168	975	57	3
23	2,812	7	102	31	133	956	79	2
24	2,578	7	102	11	161	811	44	1
25	2,386	3	110	18	126	739	24	5
26	2,504	6	125	14	92	819	35	3
27	2,385	6	86	11	93	900	65	1

- ・ 区内の刑法犯については、平成17年に3,566件であったが、平成27年には約67%にあたる2,385件まで減少している。
- ・ ほぼすべての罪種において減少しているが、自転車盗及びオートバイ盗については、大幅な減少は見られず、特に自転車盗については、25年の739件から増加に転じている。
- ・ 区民の不安感に直結する「ひったくり」、「侵入盗」は、大幅に減少した。

2-3 23区の刑法犯認知件数ランキング

年	ベスト1		ベスト2		ベスト3		ベスト4		ベスト5	
22	文京	2,273	荒川	2,888	目黒	2,904	中央	3,050	墨田	3,990
23	文京	2,143	荒川	2,812	中央	2,884	目黒	2,897	千代田	3,805
24	文京	2,028	目黒	2,506	荒川	2,578	中央	2,745	千代田	3,601
25	文京	1,870	目黒	2,376	荒川	2,386	中央	2,717	墨田	3,513
26	文京	1,913	荒川	2,505	中央	2,639	目黒	2,751	中野	3,410
27	文京	1,730	目黒	2,354	荒川	2,385	中央	2,616	品川	3,199

- ・ 本区の刑法犯認知件数は、23区内で少ない方から数えてベスト2～3位を維持している。

2-4 23区における指定重点犯罪(強盗、ひったくり、侵入盗等)の推移

年	ベスト1		ベスト2		ベスト3		ベスト4		ベスト5	
24	千代田	215	文京	221	中央	222	荒川	255	墨田	289
25	千代田	136	中央	147	荒川	185	文京	186	品川	244
26	千代田	179	文京	220	中央	224	荒川	234	品川	274
27	千代田	154	中央	179	荒川	198	文京	209	品川	241

- ・ 地域住民の身近なところで発生し、体感治安に直結する指定重点犯罪(強盗、侵入盗、ひったくり、オレオレ詐欺等)については、23区内で少ない方から3～4番目に位置している。
- ・ 平成27年の本区における指定重点犯罪は、全刑法犯の認知件数の少なさで1位の文京区を僅差で抜き、3位となった。
- ・ 上位の千代田区、中央区は、本区より人口密度が小さいことから、人口密度に対する指定重点犯罪の発生件数は、本区が一番少ないといえる。(上位2区の人口は、千代田区5.9万人、中央区14.3万人と、本区の人口より少ないことから、指定重点犯罪の発生が少ないことは自然な現象であるものと予測できる。)

2-5 人口密度当たりの刑法犯認知件数（平成27年）

犯罪の発生は、人口と面積等の条件に大きく左右される。広大な農地が広がる地域より、同じ面積でも人口が集中している地域の方が犯罪発生リスクが高まるのは当然である。

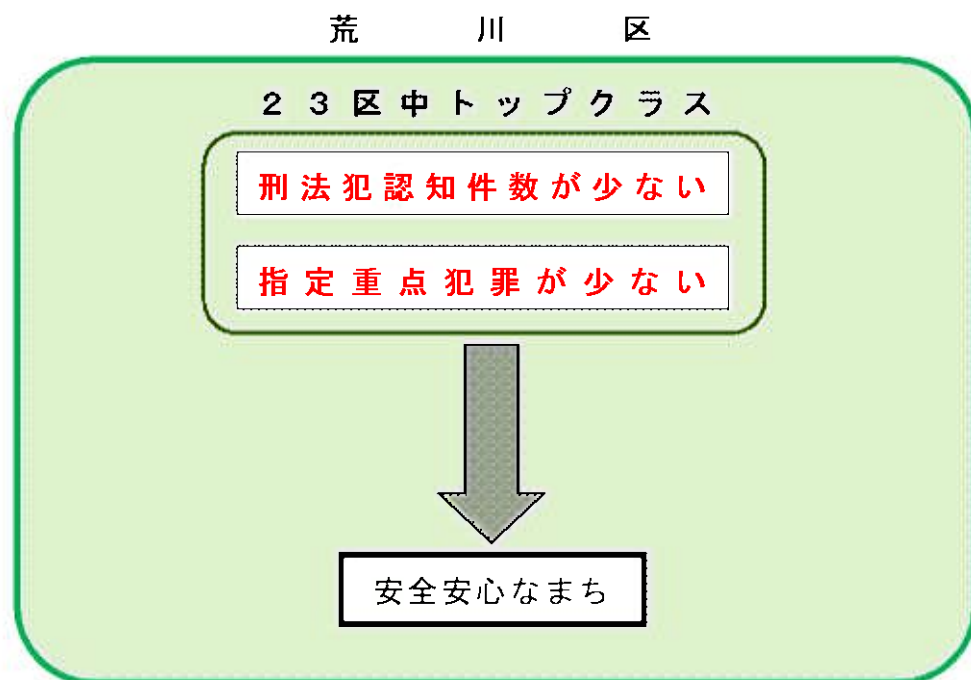
そこで、各区の犯罪の発生状況を比較する上で、平成27年のそれぞれの区の人口密度割の刑法犯認知件数を算出した。

（人口及び面積は平成28年1月1日現在）

区名	人口 (人)	順位	面積 (km ²)	順位	人口密度 (人/km ²)	順位	刑法犯 認知 件数	順位	1000人 /km ² あたり 認知件数	順位
文京	210,312	20	11.29	20	18,628	6	1,730	1	92.87	1
荒川	211,271	19	10.16	22	20,794	2	2,385	3	114.69	2
目黒	271,469	15	14.67	16	18,505	7	2,354	2	127.21	3
中野	321,734	13	15.59	14	20,637	3	3,446	8	166.98	4
墨田	261,723	16	13.77	17	19,007	4	3,368	6	177.20	5
中央	142,995	22	10.21	21	14,005	16	2,616	4	186.79	6
品川	378,123	10	22.84	10	16,555	11	3,199	5	193.23	7
北	341,252	11	20.61	11	16,558	10	3,377	7	203.95	8
台東	191,749	21	10.11	23	18,966	5	4,244	10	223.77	9
豊島	280,639	14	13.01	18	21,571	1	5,453	15	252.79	10
杉並	553,288	6	34.06	8	16,245	12	4,881	13	300.47	11
板橋	550,758	7	32.22	9	17,094	9	5,757	16	336.79	12
葛飾	452,789	9	34.80	7	13,011	18	4,540	11	348.93	13
港	243,977	17	20.37	12	11,977	21	4,588	12	383.06	14
江東	501,501	8	40.16	6	12,488	20	4,959	14	397.11	15
渋谷	219,898	18	15.11	15	14,553	15	5,862	17	402.80	16
練馬	719,109	2	48.08	5	14,957	14	6,344	18	424.16	17
新宿	334,193	12	18.22	13	18,342	8	7,941	23	432.94	18
世田谷	883,289	1	58.05	2	15,216	13	7,832	22	514.72	19
足立	678,623	5	53.25	3	12,744	19	6,939	20	544.49	20
江戸川	686,387	4	49.90	4	13,755	17	7,759	21	564.08	21
大田	712,057	3	60.66	1	11,738	22	6,692	19	570.09	22
千代田	58,576	23	11.66	19	5,024	23	3,483	9	693.32	23

2-6 本区の治安

- ・本区は、23区において刑法犯認知件数が少ない。
- ・10.16km²と狭い区域に21万人の人口を有する本区であるが、治安悪化に直結する指定重点犯罪の件数が少ない。
- ・人口と面積という条件を同じ設定で比較するために、人口密度割の刑法犯認知件数を算出しても、本区は文京区に次いで少ない値となる。
- ・以上のことから、本区は犯罪が少なく治安の良い、安全安心なまちであるといえる。



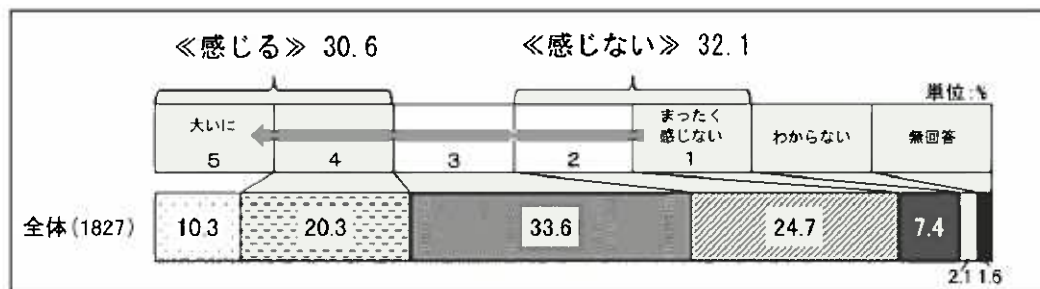
第3章 区民意識

3-1 防犯に関する区民意識

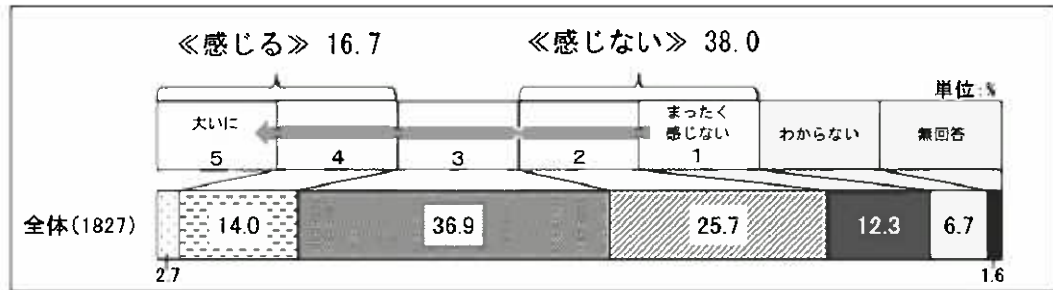
荒川区政世論調査において、今後、区に力を入れて欲しい事業との設問に対して、「地域防犯」と「子どもの安全対策」が平成18年度以降、常に5位以内に位置している。

年度	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
27	防災対策	31.8	高齢者福祉	31.4	子育て支援	23.5	子どもの安全	21.9	地域防犯	21.7
26	防災対策	40.9	高齢者福祉	35.7	子育て支援	25.3	地域防犯	21.8	子どもの安全	18.2
25	防災対策	38.6	高齢者福祉	31.6	地域防犯	24.3	子育て支援	21.8	子どもの安全	19.0
24	防災対策	37.3	高齢者福祉	29.3	地域防犯	21.0	子育て支援	19.3	子どもの安全	18.3
23	防災対策	41.4	高齢者福祉	32.1	子育て支援	21.6	地域防犯	21.2	子どもの安全	19.4
22	高齢者福祉	32.8	防災対策	25.2	子育て支援	19.0	地域防犯	18.1	子どもの安全	17.0
21	高齢者福祉	37.2	防災対策	30.4	子育て支援	23.0	地域防犯	21.3	学校教育	19.7
20	高齢者福祉	38.3	防災対策	36.4	地域防犯	26.1	子育て支援	23.8	学校教育	20.2
19	防災対策	45.6	高齢者福祉	37.9	地域防犯	30.5	街の環境美化	27.1	子どもの安全	21.6
18	防災対策	49.6	高齢者福祉	40.2	地域防犯	32.0	子どもの安全	26.5	街の環境美化	19.9

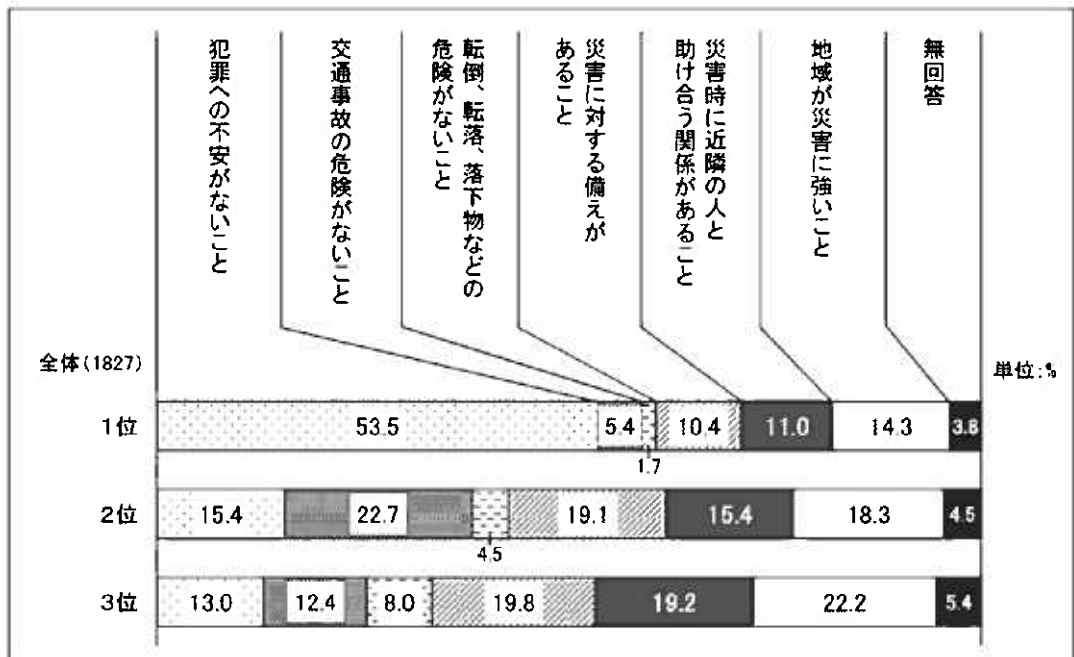
平成27年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケートにおいて、お住まいの地域で、犯罪への不安を感じるかとの問いに対し、不安に「感じない」、「まったく感じない」との回答が約3割なのに対して、「感じる」と「大いに感じる」の回答も同程度の割合である。



「お住まいの地域は犯罪や事故、災害などの点から総合して安全だと感じますか」との問いに対しては、「感じない」と「まったく感じない」を合わせると38.0%となっており、「感じる」と「大いに感じる」を合わせた16.7%を大きく上回る。



「幸せにとって特に重要だと思うものを、第1位から第3位までお選びください」との問いに対して、第1位として選択された項目は「犯罪への不安がないこと」が最も高い。

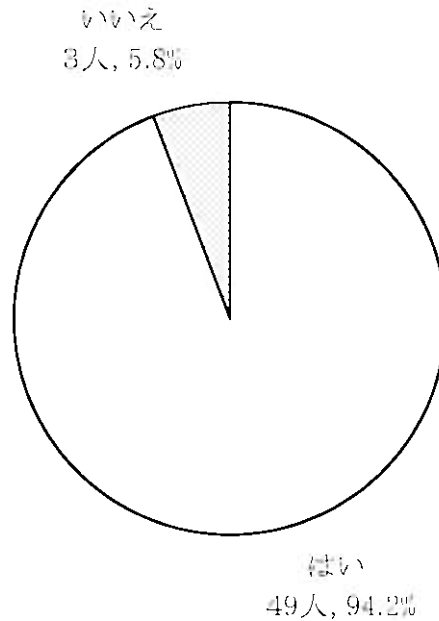


以上の結果から、第2章で述べたとおり、本区は、23区の中では犯罪の少ない安全な区であるが、犯罪に対する不安を抱えている区民が3割を超えていること、幸福の追求のために、犯罪への不安がないことを重要視している区民が多いこと、区に対して防犯対策や子どもの安全対策の充実を望む区民が多いことから、防犯対策をさらに充実させるとともに、区民の犯罪に対する不安を取り除くことが必要となる。

3-2 区民の防犯カメラへの期待度

平成27年度にEモニターを対象として防犯カメラに関するアンケート調査を実施したので、その調査の結果を次に示す。

Q1 あなたは、治安向上のために防犯カメラが必要だと思いますか。



Q2 防犯カメラは、どのような場所に必要だと思いますか。(複数選択可)



Q 3 防犯カメラが必要ないと思う理由をお書きください。

※Q 1「いいえ」と回答された方のみ

- ・防犯カメラは必要最低限に使用するのが良いと思います。幸福実現都市として、監視や脅しではなく矜持ある防犯策を模索していただきたいです。
- ・プライバシー保護云々以前にどれだけのカメラをどこに設置するとどれだけの費用が必要でどれだけの効果があるのか、ご検討いただければ幸いです
- ・より多くの明るい防犯灯やはっきりした聞き取り易い防犯放送機器の設置の方を優先した方がいいのではないかと考えています。

以上の結果から、9割以上の方が治安向上のためには防犯カメラの設置が必要であると考えており、駅前や幹線道路、人通り少ない裏路地、過去に事故や事件が発生した場所等に設置を希望している。

一方、プライバシーへの配慮が必要であるとの意見や、費用対効果を検証すべきなどの意見も僅かにある。

※あらかわ・Eモニター制度

あらかわ・Eモニター制度は、インターネットを使用したモニター制度で、幅広い層の区民の方から区政に対する建設的なご意見等を継続的に聞き、これを積極的に区政運営に反映させることを目的として設置している。

第4章 防犯カメラ設置効果の検証

4-1 防犯カメラの設置数と犯罪認知件数

本区においては、平成22年度に地域団体により、本格的な防犯カメラの設置が始まった。その後、平成25年度からは、区も地域団体が設置しづらい駅前や幹線道路、区界の他、通学路への設置を行っている。

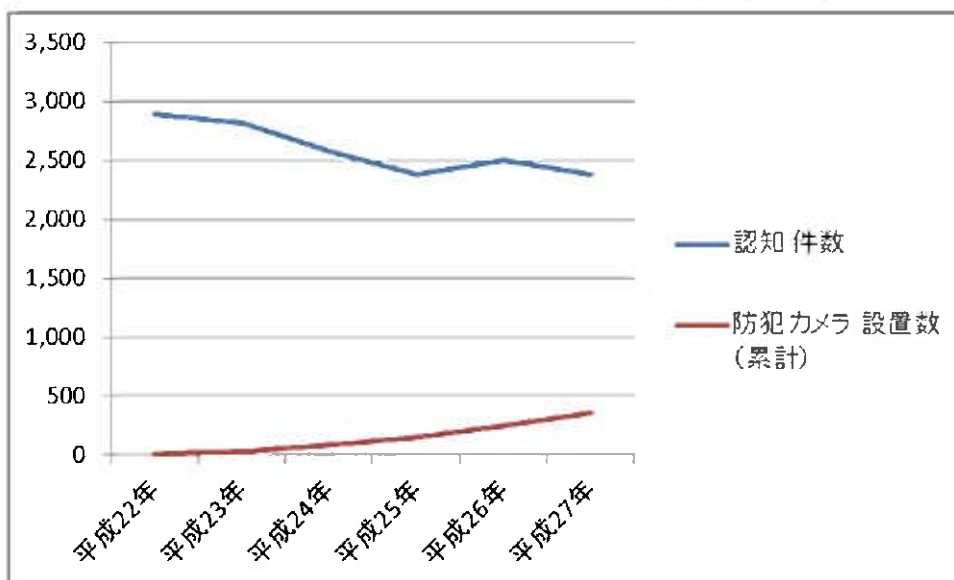
防犯カメラ設置が本格化した平成22年からの犯罪認知件数と設置台数の関係を見ると、防犯カメラの設置数の増加に反比例して、刑法犯認知件数は減少している。

本区においては、総合的な治安対策を進めており、防犯カメラのみに焦点を当て、その設置効果を分析することは難しいが、防犯カメラが犯罪抑止に大きな効果をもたらしていることは、明らかである。

防犯カメラ設置数と刑法犯認知件数の推移

年	刑法犯認知件数	犯罪減少率 (対22年)	防犯カメラ設置数 (累計)	防犯カメラ設置数	地域団体	区
平成22年	2,888		13	13	13	
平成23年	2,812	△2.63%	36	23	23	
平成24年	2,578	△10.73%	91	55	55	
平成25年	2,386	△17.38%	157	66	44	22
平成26年	2,504	△13.30%	249	92	42	50
平成27年	2,385	△17.42%	361	112	50	62

防犯カメラ設置数と刑法犯認知件数の推移（折れ線グラフ）



4-2 防犯カメラの活用実績

画像データの捜査当局への提供件数は、設置台数の増加とともに、増えており、その結果、被疑者の検挙につながる事案も出ている。

平成27年には、1年間で区内3警察を合わせ、20件以上の事案が被疑者検挙につながっている。

実際に、防犯カメラが捉えた画像が、被疑者の検挙に結びついていることは、治安を向上させる上で大きな意義があるといえる。

警察署への画像データ提供実績

	26年度		27年度	
	設置数	提供数	設置数	提供数
町会・商店街	177台	36件	227台	38件
生活安全課	44台	11件	66台	49件
教育委員会	28台	0件	68台	23件
道路公園課	0台	0件	0台	0件
合計	249台	47件	361台	110件

防犯カメラの主な検挙事例（平成27年）

発生場所	罪名	内容
西日暮里地区	強盗 (ひったくり起因)	自転車利用のひったくり犯人の逃走経路等を分析し検挙
西日暮里地区	強制わいせつ	女兒が男にトイレに連れ込まれ被害に遭い、犯行時の画像を分析し検挙
東日暮里地区	窃盗 (事務所あらし)	連続事務所あらし犯人の逃走経路等を複数のカメラで分析し検挙
町屋地区	窃盗 (ひったくり)	複数のカメラ画像からひったくり犯人を分析し検挙
町屋地区	迷惑防止条例違反 (痴漢)	犯行前の犯人の画像から連続発生痴漢被疑者を検挙
南千住地区	放火	ゴミ置き場のゴミに放火した犯人を捉えた画像から犯人を割り出し検挙
南千住地区	住居侵入及び器物損壊	わいせつ目的でマンションに侵入しようとした犯人を付近の防犯カメラで分析し検挙

防犯カメラによる検挙数（平成27年）

罪 名	検挙 件数
強 盗	1 件
強制わいせつ	3 件
放 火	1 件
窃 盗	10 件
迷惑防止条例違反	3 件
道交法違反	3 件
器物損壊	1 件
合 計	22 件

第5章 防犯カメラの設置目的

5-1 防犯カメラの効用

全国で発生している事件について、防犯カメラが捉えた画像データが解析され、被疑者の特定・検挙につながっていることが報道等を通じて世間に広く周知されている。

犯行に及ぼうとする者にとっては、防犯カメラにより確実に検挙されるとのことを強く認識させられ、犯行を思い留まることとなり、一般市民にとっては、防犯カメラの効力を知り、治安向上のために設置を希望することとなる。

事実、本区においても、防犯カメラの設置数が増加し、設置エリアが拡大するにしたいが、刑法犯の減少していることが、前項の検証により明らかになっている。また、多くの区民が防犯カメラの設置を望んでいることが、調査により確認されている。

このように、防犯カメラは、区民の犯罪に対する不安を解消し、犯罪が発生した場合には被疑者の検挙に役立ち、そして、検挙されたことを周知することで、犯罪の減少、さらなる不安の解消というサイクルにより、治安の向上に大きく貢献するものである。

5-2 防犯カメラの副次的効果

町会・商店街等の地域団体が都と区の補助金を活用して、防犯カメラを設置することで、プラスアルファの効果を得られる。それは、地域住民の防犯意識が高まることである。防犯カメラの設置を検討する過程において、設置場所を実査し、地域住民で会合を重ね、犯罪発生場所、事故発生場所等を把握したうえで、設置台数、機種等を決定していく。そのことで、地域住民の防犯への意識が自然と高まるのである。

当然、地域団体の打合せには、当初から区の職員や警察署の署員も参画することから、3者の連携は強まり、地域の防犯力は格段に高まることとなる。

さらに、補助要綱の規定により、住民による防犯パトロールも定期的実施されることになる。こうして、パトロールにあたる住民らは、自らの手により設置した防犯カメラを活用しながら、地域の安全安心を守っていくこととなる。

地域住民の手により防犯カメラが設置されることは、こうした大きな副次的効果を得られることにつながる。

5-3 防犯カメラの設置目的

防犯カメラの大きな効果を踏まえ、設置目的を次のとおり規定する。

(1) 犯罪抑止

犯罪者に防犯カメラの存在を気付かせ、犯行に及ぶことを思い留まらせる効果を得る。

(2) 犯罪に対する不安軽減

防犯カメラの設置により、犯罪が発生しづらくなり、より安全になったことを周知することで、区民の犯罪に対する不安を軽減させる。

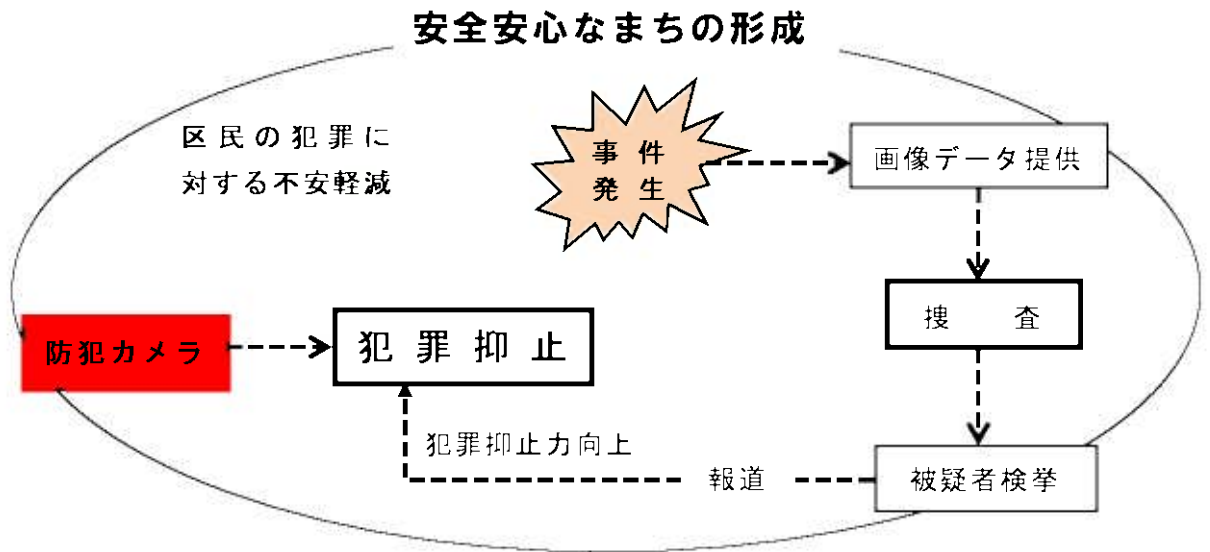
(3) 捜査への活用

防犯カメラが捉えた画像を捜査当局へ提供し、捜査当局が画像の解析により被疑者が特定、検挙され、そのことを周知することで一層の犯罪抑止と区民の不安軽減につなげる。

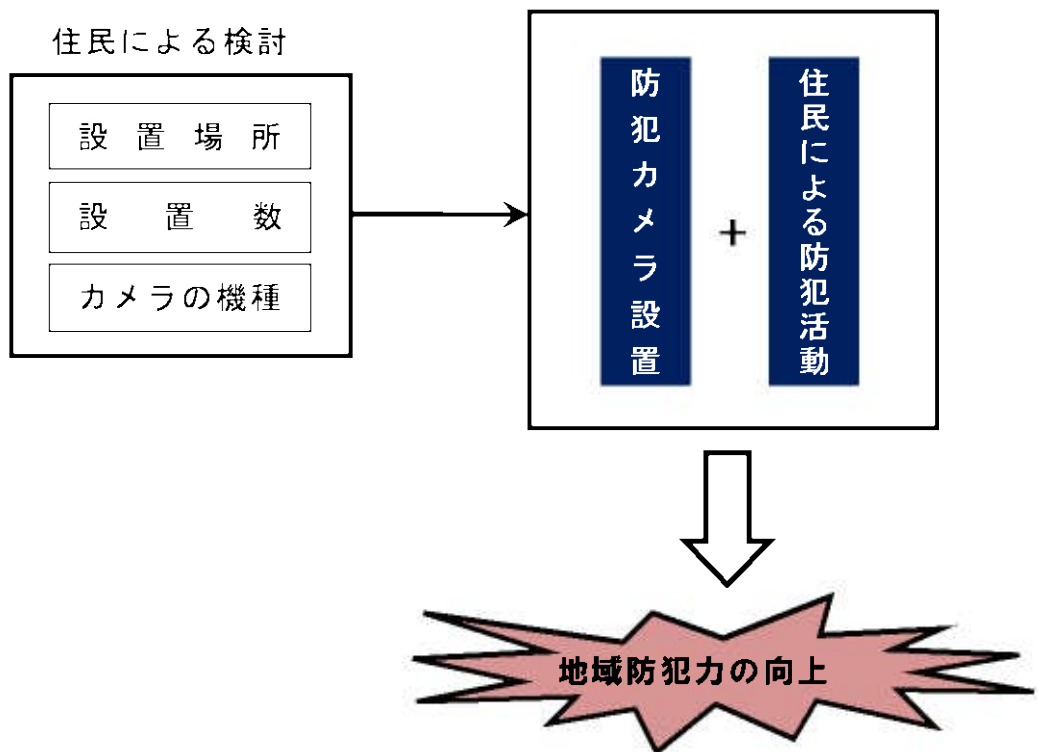
(4) 地域防犯力の向上

地域団体による防犯カメラの設置により、地域防犯力を高める。

防犯カメラの効用に関する概念図



地域団体による防犯カメラ設置の効果イメージ図



第6章 基礎データの分析

6-1 配置計画検討要素

治安向上に寄与する防犯カメラではあるが、無秩序な設置は、余計な不安感をおおるばかりか、個人のプライバシー権と肖像権を侵害することにつながりかねない。

このため、防犯カメラを普及させていく上では、理論的な必要性を説明した上で、効果的かつ効率的なバランスのとれた配置を行う必要がある。

この章では、配置計画を検討する上での基礎データを得るために、区内で発生している犯罪及び既に設置済みの防犯カメラの状況について詳しく整理・分析する。

なお、犯罪の発生状況の分析は、町丁目別の刑法犯認知件数、指定重点犯罪（強盗、性犯罪、子どもに対する犯罪、自動車盗、ひったくり、車上狙い、侵入窃盗）、強盗、暴行、傷害などの凶悪犯・粗暴犯を過去3か年に遡り検証することに加え、各町丁目の刑法犯認知件数の構成比の増減の状況についても行うものとする。

6-2 町丁目別の刑法犯認知件数の分析

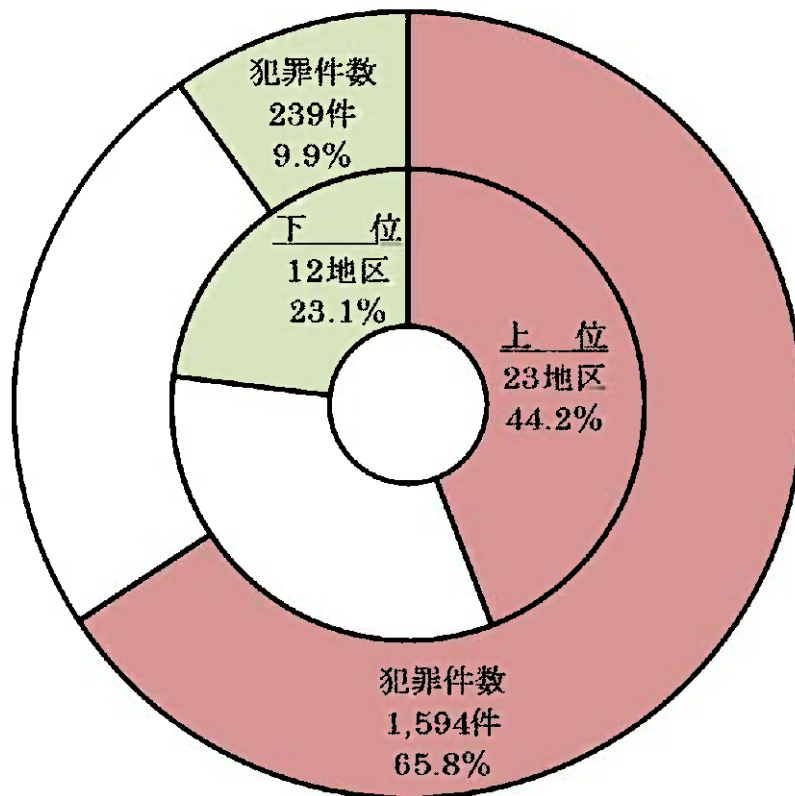
(1) 分析の手法

- ① 平成25年から27年の刑法犯平均認知件数を町丁目別に集計
- ② 認知件数の多い順にソートし、犯罪の発生傾向を分析

(2) 分析結果

- ① 全52町丁目中、23の町丁目における刑法犯認知件数が区内の全認知件数の3分の2を占めている。
- ② 刑法犯の発生件数下位の12町丁目の平均認知件数は、上位23町丁目の平均認知件数の3割以下である。

平成25年～27年 刑法犯平均認知件数 (総件数：2,424件)



	犯罪件数	一地区あたり 平均件数
上位 23 地区	1, 594	69. 3
下位 12 地区	239	19. 9
差 (上位—下位)		49. 4
率 (下位／上位)		28. 7%

(3) 認知件数上位町丁の分析

刑法犯認知件数の上位 23 町丁目の分析を行ったところ、次のとおりとなった。

駅がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15地区 (65. 2%)
 商店街または、大型商業施設がある・・・・・・ 8地区 (34. 8%)



人が集まるところが、犯罪が多い傾向にある。

6-3 指定重点犯罪の分析

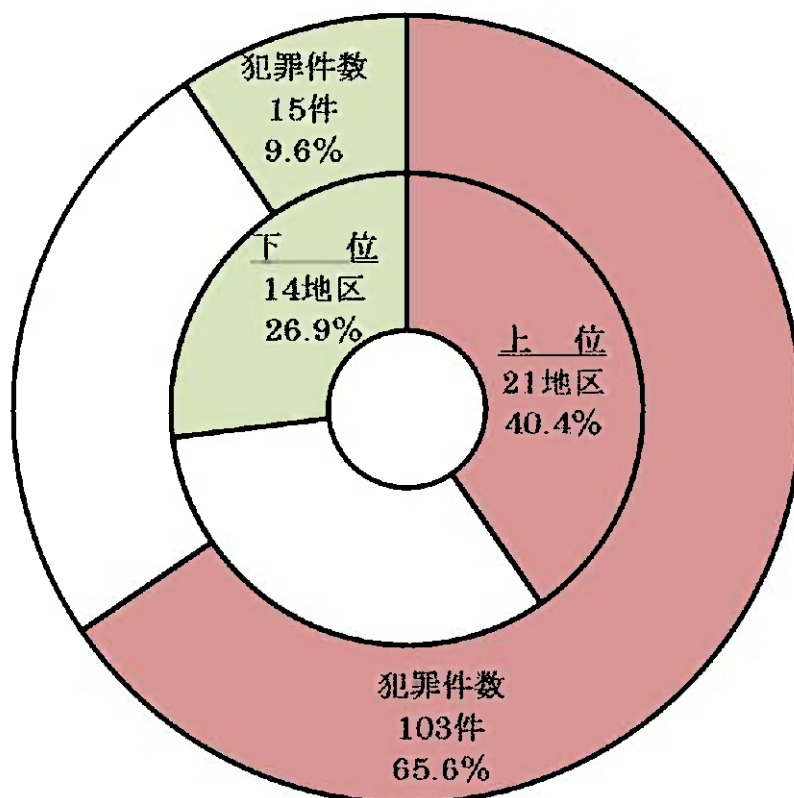
(1) 分析の手法

- ① 平成25年から平成27年の3年間に発生した指定重点犯罪（強盗、性犯罪、子どもに対する犯罪、自動車盗、ひったくり、車上狙い、侵入窃盗）の平均認知件数について、町丁目別に集計
- ② 防犯カメラ配置の参考とするために、発生位置を地図上にプロットし、区内で発生している指定重点犯罪を表示

(2) 分析結果

- ① 指定重点犯罪の認知状況について、3か年の平均発生件数の多さで上位10位までの町丁目は、6-2で分析した「町丁目別の刑法犯認知件数」の上位23位内に、ほぼ入っている。
- ② 10位までの認知件数の平均は、5.28件である。
- ③ 指定重点犯罪認知件数の上位10位であるが、「町丁目別の刑法犯認知件数」の上位23位内に入っていない町丁目は、4町丁目である。

平成25年～27年 指定重点犯罪平均認知件数 （総件数：157件）



	犯罪件数	一地区あたり 平均件数
上位 21 地区	103.0	4.9
下位 14 地区	15.0	1.1
差 (上位-下位)		3.8
率 (下位/上位)		22.4%



指定重点犯罪は、刑法犯認知件数の多い地区で発生している。

6-4 町丁目別の凶悪・粗暴犯認知件数の分析

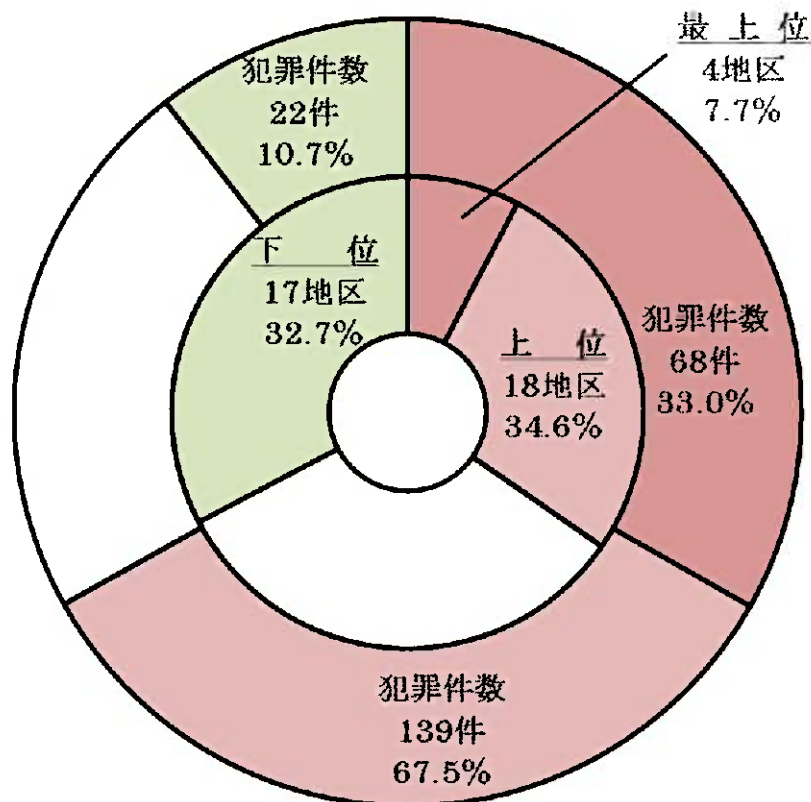
(1) 分析の手法

平成25年から平成27年の3年間に発生した凶悪犯と粗暴犯の平均認知件数について、町丁目別に集計

(2) 分析結果

- ① 凶悪・粗暴犯の認知状況について、3か年の平均発生件数の多さで上位10位までの町丁目は、6-2で分析した「町丁目別の刑法犯認知件数」の上位23位内にほぼ入っており、例外は1町丁目のみである。
- ② 4町丁の認知件数が区内の全認知件数の3分の1を占めている。
- ③ 全体の3分の1の18地区における認知件数が、全体の3分の2を占めている。
- ④ 認知件数下位の平均件数は、上位の3割である。

平成25年～27年 凶悪・粗暴犯認知件数平均 (総件数：206件)



	犯罪件数	一地区あたり 平均件数
上位 18 地区	139.0	7.7
下位 17 地区	22.0	1.3
差 (上位—下位)		6.4
率 (下位/上位)		16.9%



凶悪・粗暴犯は、日暮里駅、西日暮里駅の周辺に集中している。

※ 6-2 から 6-4 の分析結果のまとめ

- ・全刑法犯 多い地区では、少ない地区の 3.48 倍、犯罪が発生している。
- ・指定重点犯罪 多い地区では、少ない地区の 4.45 倍、犯罪が発生している。
- ・凶悪、粗暴犯 多い地区では、少ない地区の 5.92 倍、犯罪が発生している。

一地区あたり平均件数

	全刑法犯	指定重点犯罪	凶悪犯・粗暴犯
上位地区	69.3	4.9	7.7
下位地区	19.9	1.1	1.3
差 (上位—下位)	49.4	3.8	6.4
率 (下位/上位)	28.7%	22.4%	16.9%
倍率 (上位/下位)	3.48 倍	4.45 倍	5.92 倍

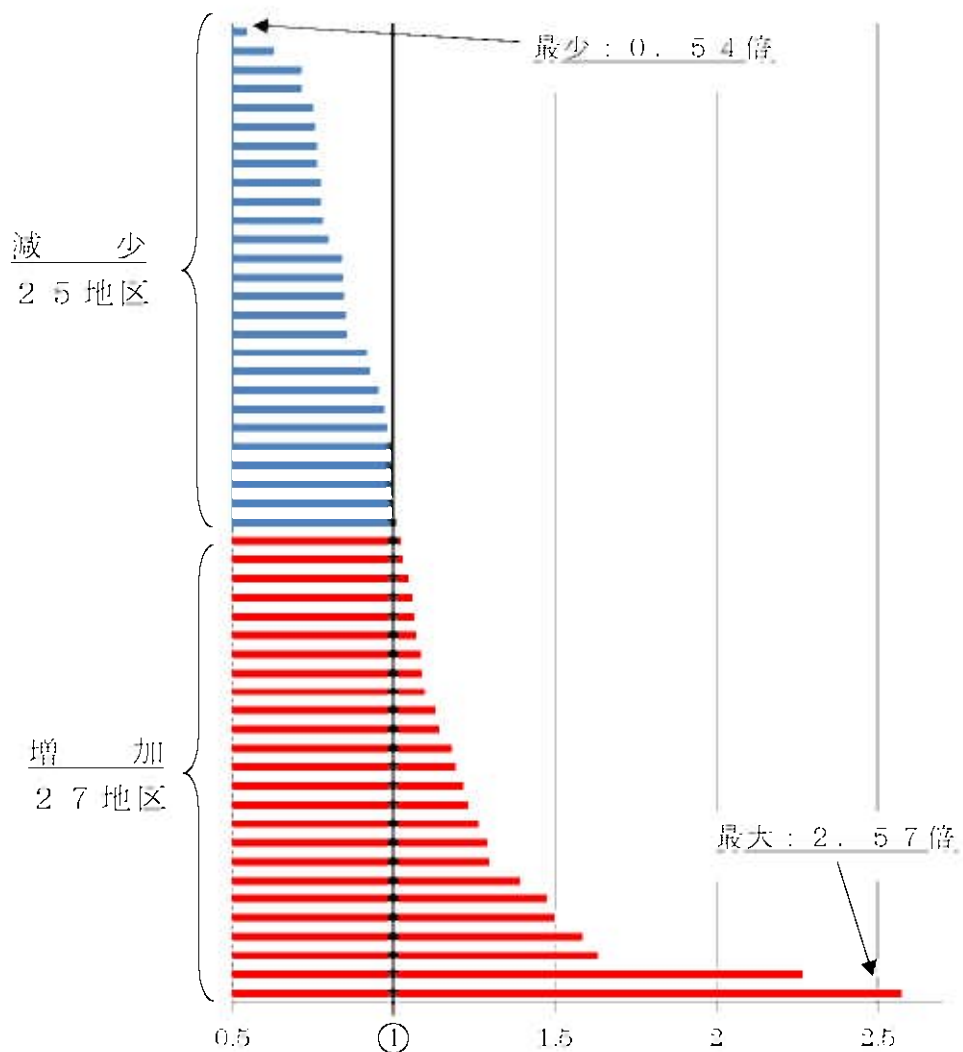
6-5 町丁目別の認知件数の過去との比較分析

(1) 分析の手法

- ① 平成25年から平成27年の町丁目別の刑法犯認知件数を集計
 - ② 平成17年から平成19年の町丁目別の刑法犯認知件数を集計
 - ③ 両者の全刑法犯に占める町丁目別の割合（構成比）を比較
- ※ 刑法犯は減少しているため、件数ではなく構成比にて比較

(2) 分析結果

- ① 構成比がほぼ半減した地区がある。
 - ② 一方、2.5倍に増加した地区がある。
- ※ 増加した地区は、新たに出店した商業施設が犯罪の温床となっていることや人口の増加が主な原因である。



刑法犯認知件数は、大幅に減少しているが、認知件数の構成比が2.5倍に増加した地区がある。

6-6 区内の防犯カメラの設置数（平成28年度末予定）

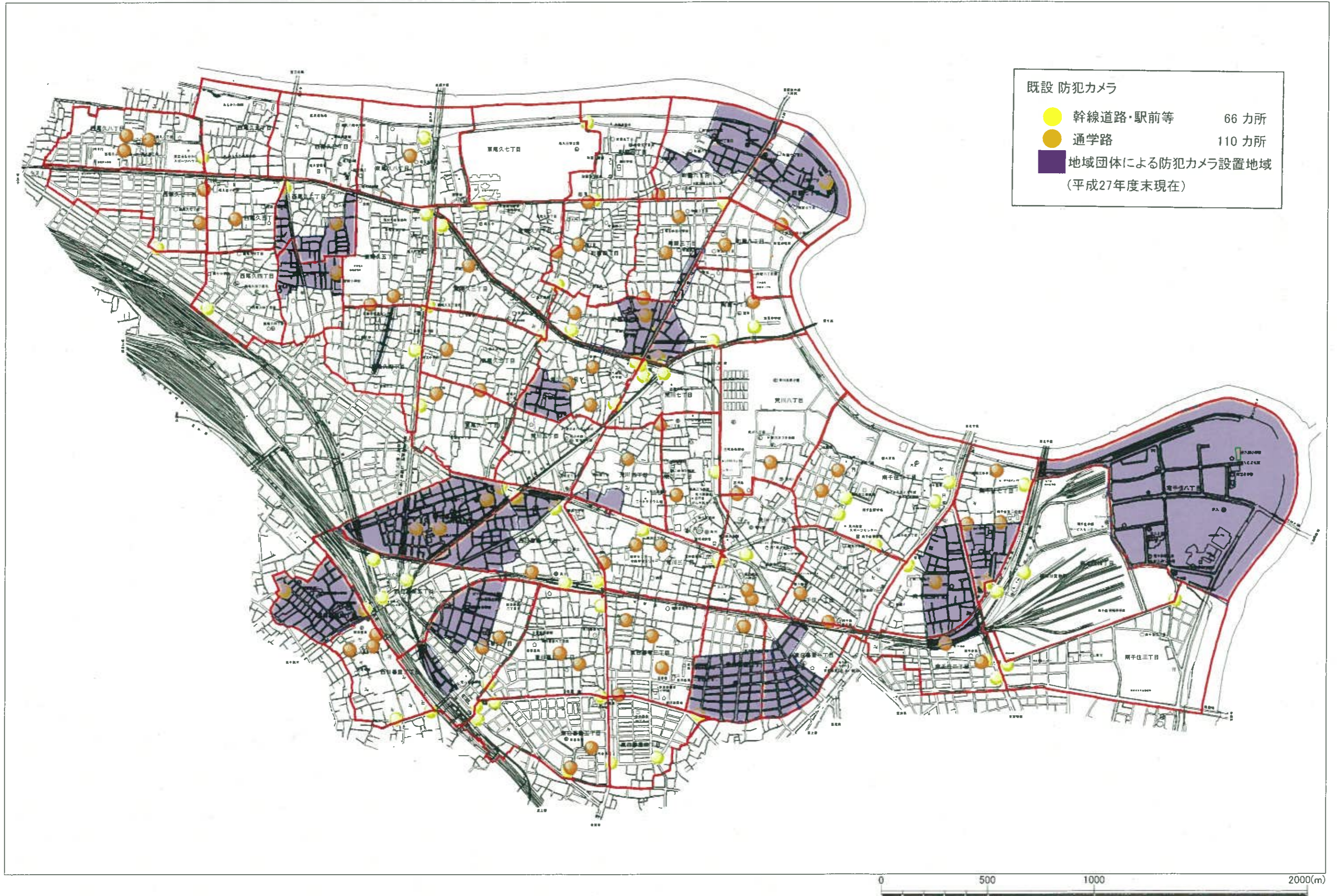
区内において、区が設置した防犯カメラ設置台数は、下表のとおりである。

	幹線道路・駅前等	通学路	区設置計	地域団体設置（参考）
平成27年度まで	66台	68台	134台	227台
平成28年度設置	0台	42台	42台	64台
合計	66台	110台	176台	291台

※ 平成28年度に通学路に設置する防犯カメラの内、汐入小学校及び汐入東小学校設置分（計10台）は、設置場所が未定のため本表には計上していない。

※ 防犯カメラ設置状況図（平成28年度末予定） P.27

防犯カメラ設置状況図(平成28年度末予定)



第7章 防犯カメラ設置における区と地域団体の役割分担

第5章で記述したとおり、地域団体による防犯カメラの設置は、犯罪抑止効果に加え、地域防犯力の向上にも大きく寄与するため、区による設置と併せ、推進すべきである。

このため、防犯カメラを普及するにあたり、区と地域団体の役割分担について、明確に定めることとする。

(1) 区の役割

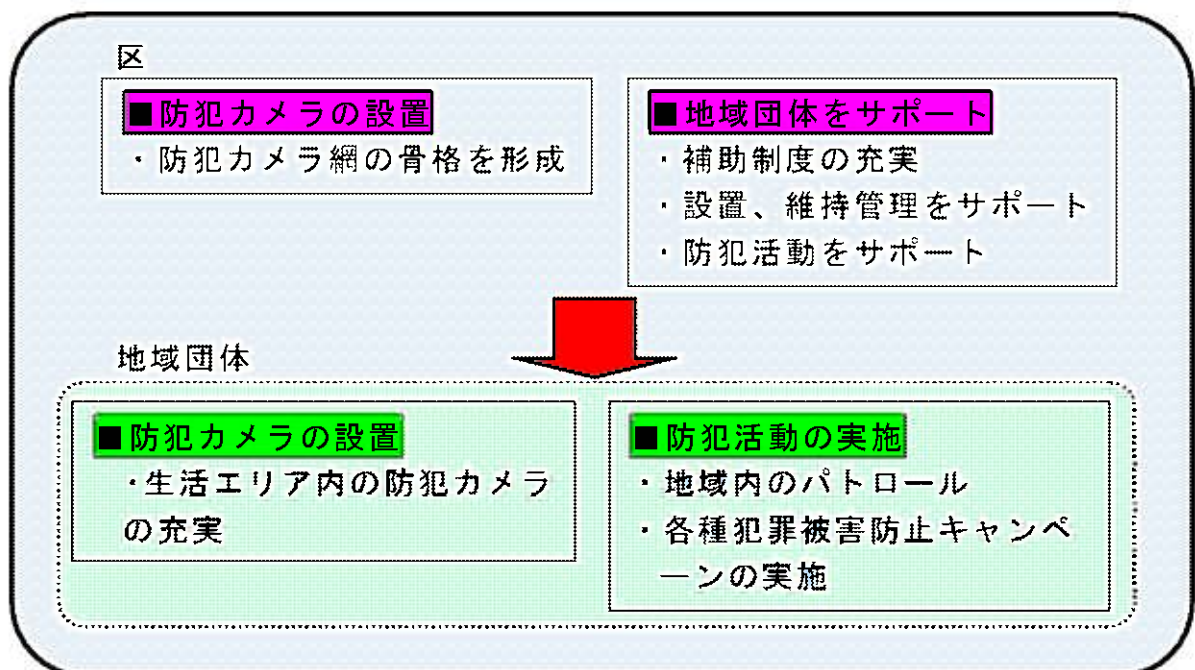
- ① 区の基本的な責務である、「区民の生命と財産、安心安全を守る」ために、幹線道路、駅前、区界、通学路、夜間に人通りが少ないなど区民が犯罪に対して強い不安を抱いている場所に、第6章に記述した犯罪の発生状況を踏まえ、防犯カメラを計画的に設置する。
- ② 地域団体が行う防犯カメラ設置について、補助制度を活用し財政的に支援するとともに、各種申請手続き及び設置後の維持管理に至るまで、全面的にサポートする。

(2) 地域団体の役割

- ① 区民が日常生活を送る居住エリアや商店街等、身近な場所に防犯カメラを設置する。
- ② 防犯カメラの設置の設置を機に、地域の防犯パトロールを強化するなど、地域住民の相互協力により、防犯に対する意識を高める。

区と地域団体の役割 イメージ図





荒川区



区と地域団体による防犯カメラ設置 イメージ図



凡例

	幹線道路	
	駅周辺	区による設置
	危険箇所	
	地域団体による設置	

  幹線道路

第8章 防犯カメラの設置方針

8-1 区による防犯カメラの設置計画（平成29～31年度）

区民の生命と財産、安心安全を守る上で、区の責務として防犯カメラの設置を進めていくために、その設置方針を示す。

第6章に掲載した、区内の犯罪に関する基礎データの分析及び現在の防犯カメラの設置位置を踏まえ、町丁目ごとに防犯カメラの必要台数を算出した。

計画数（既設を含む目標数）			設置数		
計画	補正	合計	既設	新規	合計
263	32	295	176	131	307

※既に計画数以上の防犯カメラを設置している地区があることから、計画数の合計と設置数の合計が整合しない。

（1）算出根拠

- ① 第6章に掲載した基礎データのうち、町丁目別の平成25年から平成27年の刑法犯認知件数をベースに、認知件数10件あたり1台のカメラを計画台数として算出した。
- ② ①で算出した計画台数を指定重点犯罪、凶悪・粗暴犯、過去との比較データ、道路延長を補足要素として補正し、最終的な計画台数を定めた。

（2）補正

① 指定重点犯罪・凶悪・粗暴犯による補正

第6章による分析結果から指定重点犯罪、凶悪・粗暴犯は、全刑法犯認知件数の多い地区に集中する傾向にあるが、刑法犯の発生件数の少ない地区においても、一部の地区で多く発生している。このため、全刑法犯認知件数の中位・下位グループのうち、指定重点犯罪、凶悪・粗暴犯の発生件数で上位15位以内に入っている地区については、防犯カメラの計画台数を2台上乗せする。

② 刑法犯認知件数の構成比による補正

中位・下位グループにおいて、過去と比較して、全刑法犯の件数に占める割合が1.5倍以上増加している地区については、計画台数を2台上乗せする。

③ 道路延長による補正

中位・下位グループにおいて、町丁目ごとに道路延長を算出し、構成比が平均を2倍以上、上回っている地区については、計画台数を2台上乗せする。

※ 防犯カメラ設置計画図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.34

8-2 区による防犯カメラの設置箇所の決定

今後、町丁目毎に算出した計画台数の設置を目安に、防犯カメラの設置を行っていくが、具体的な設置箇所の決定にあたっては、次の事項を勘案して慎重に決定することとする。

- ① 区立小学校の児童が作成した電子版安全安心マップに掲載されている危険とおもわれる場所
- ② 潜在的に犯罪の多い場所
 - ・ 指定重点犯罪発生が多い場所
- ③ 犯罪の標的が多い場所
 - ・ 人通りが多い道路
- ④ 犯罪が発生
- ⑤ 犯罪が発生しやすい場所
 - ・ 人通りの少ない道路
 - ・ 死角になる部分が多い（見通しの効かない路地・植栽が繁茂している場所など）
 - ・ 空き地や工場、大きな寺社、駐車場、墓地などがある
 - ・ 夜間、照明が少ない
- ⑥ その他
 - ・ 防犯カメラの設置要望が多い
 - ・ 犯行に及んだ者が逃走経路として利用しやすい（幹線道路・裏通り）
 - ・ 警察署からの設置要望がある

8-3 区による防犯カメラ設置の進め方

防犯カメラ設置については、8-2に掲げた事項を勘案し、次のとおり区民等の意見を聴取、その意見を参考にして進めるものとする。

- ① 児童、保護者等と現地の確認を実施し、意見を聴取
- ② 防犯カメラの設置場所等について、町会、PTAを始めとする荒川区安全・安心まちづくり協議会（※1）の委員等の意見を聴取
- ③ 荒川区安全・安心対策会議（※2）における検討

注釈

※1 荒川区安全・安心まちづくり協議会

区、区民及び関係行政機関が、地域における犯罪、事故等の防止を一体となって取り組むことで、安全で安心して暮ら

せる地域社会の実現を図ることために置く。委員は、警察署長、防犯協会会長、消防署長、連合会会長、PTA会長、青少年対策地区委員連絡協議会会長、高年者クラブ連合会会長、女性団体の会会長、小中学校校長会会長等。

※2 荒川区安全・安心対策会議

荒川区安全・安心まちづくりを推進するための組織に関する要綱に基づき設置した庁内連絡組織

8-4 区による防犯カメラ設置の年次計画

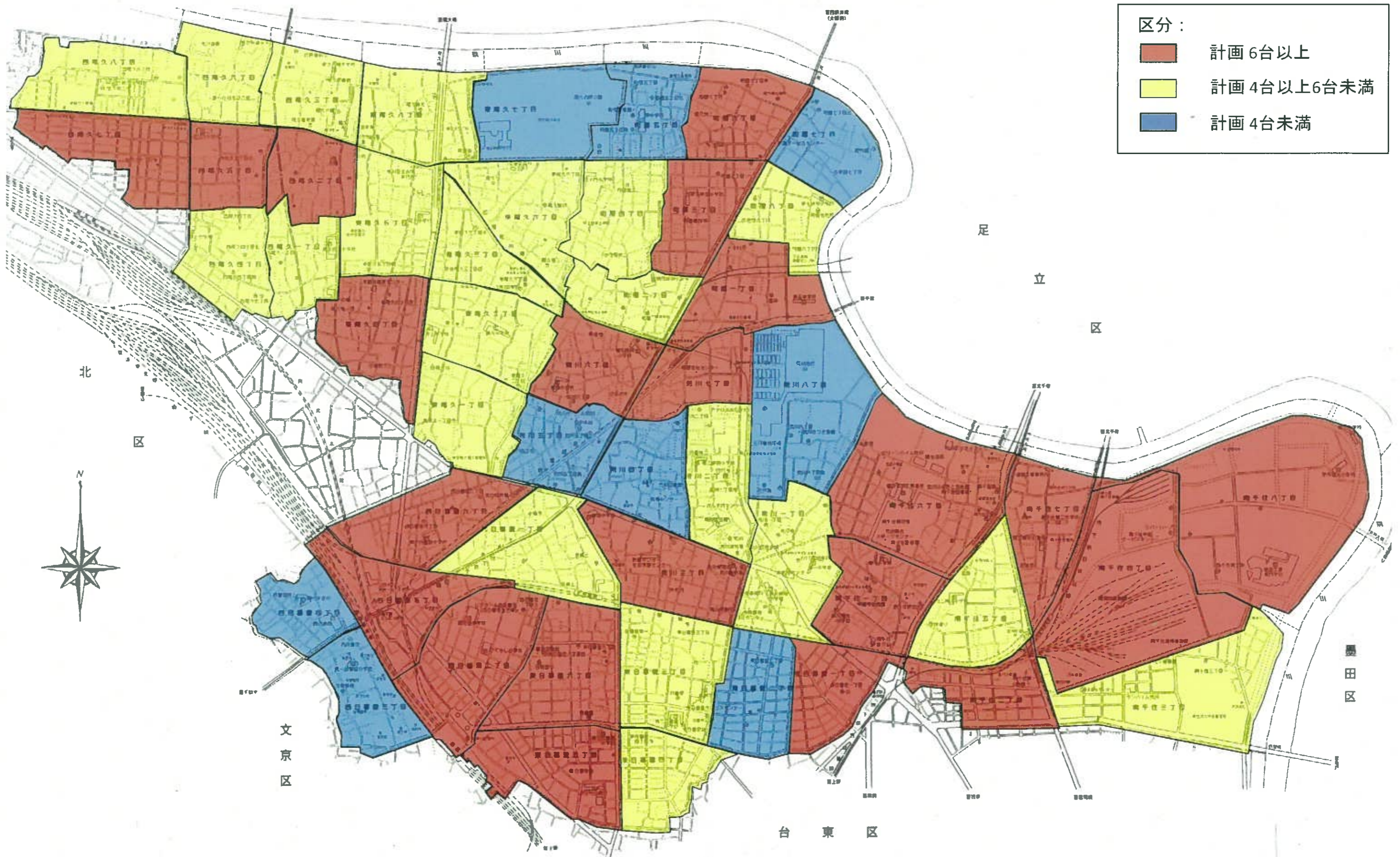
131台の目標台数の設置を目指し、次表のとおり設置を進める。

年 度	設置台数
平成29年度	43台
平成30年度	43台
平成31年度	45台
合 計	131台

※ 目標台数に含む防犯カメラ

- ・通学路設置分のうち8-2の条件に合致したもの
- ・公園及び児童遊園設置分のうち、8-2の条件に合致するとともに、一部でも道路部分を撮影しているもの
- ・地域団体設置分からの引き受け分
(第7章、第9章参照)

防犯カメラ設置計画図



区分：	
	計画 6台以上
	計画 4台以上6台未満
	計画 4台未満

8-5 地域団体による防犯カメラの標準的な設置

地域団体が防犯カメラを設置する場合の標準的な設置台数を示し、効果的に普及を進めるための参考とする。

(1) 標準設置台数

地域団体による防犯カメラの設置実績及び地区内の道路延長を整理し、標準的な設置台数を算出した。

No.	町会名	区道計(m)	カメラ台数	m/台
1	南千住中央町会	3,704	21	176.4
2	リバーパーク汐入町会	4,139	23	180.0
3	町屋一・二丁目仲町会	1,662	20	83.1
4	西尾久東町会	1,560	12	130.0
5	西尾久西町会	862	6	143.7
6	西日暮里北部町会	7,615	45	169.2
7	日暮里中央町会	4,924	12	410.3
8	東日暮里1丁目正庭町会	1,778	14	127.0
9	荒川四丁目西仲睦会	119	3	39.7
10	子の神町会	499	8	62.4
11	荒川六丁目南町会	1,274	4	318.5
12	尾竹橋町会	2,481	11	225.5
13	東日暮里1・2丁目町会	5,327	21	253.7
14	西日暮里二丁目町会	2,220	6	369.9
15	ひぐらし文化会	3,890	12	324.2
平均		2,803	15	200.9

地域団体が防犯カメラを設置する際の設置間隔については、その都度、状況に応じて適当な台数を検討こととするが、一応の基準として、過去の設置状況に鑑みて200mに1台を目安とする。

標準的な設置台数（参考値） 200m/台

(2) 勘案すべき事項

- ・ 道路形態（区画整理地区 or 未整理地区）
- ・ 交差点数
- ・ 道路幅員
- ・ 車両交通量
- ・ 歩行者通行量
- ・ 見通し（障害物の有無）

(3) 地域団体による防犯カメラの標準的な設置例

地域団体による防犯カメラの標準的な設置例を、以下に示す。

東日暮里一丁目正庭町会（●：設置個所 全14台）



第9章 設置方針の履行

(1) 方針の履行

① 区による防犯カメラの設置推進

- ・ 第8章に掲げた区の役割である防犯カメラ網の骨格を形成するために、町丁目ごとの計画台数を目途に設置を進めていく。
- ・ 設置は、本方針の計画期間である3か年を目途に進めることとする。
- ・ 本来、区が防犯カメラを設置すべき場所に既に地域団体が設置していた場合には、当該防犯カメラを区が譲り受けることも視野に入れる。ただし、この場合、耐用年数が経過し、財産価値がなくなる時点や地域団体が防犯カメラの入れ替えを行う際に実施するなど、タイミングを図ることが必要となる。

② 地域団体による防犯カメラの設置推進

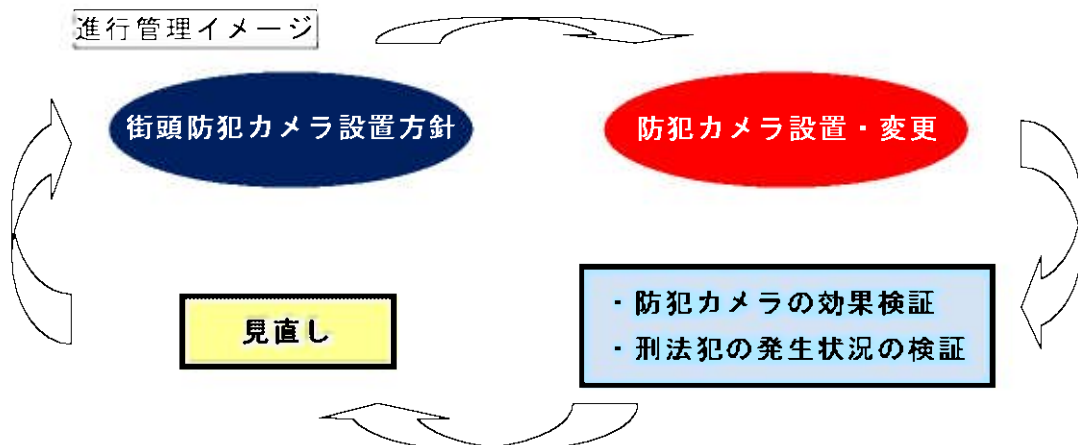
- ・ 第7章に掲げた地域団体の役割を引き出し、地域防犯力を高めるために、警察署と連携して町会や商店街等に対し、積極的に防犯カメラの設置を呼びかけていく。
- ・ 補助金による支援のみに留めず、各種申請手続きを始め、警察署への画像データの提供など地域団体に係る負担を極力軽減し、防犯カメラの設置を促していく。

(2) 進行管理

計画期間の3か年を目標に、区内への防犯カメラの設置を進めながら、犯罪の発生状況及び防犯カメラの運用状況の検証を毎年実施するものとする。

その検証結果を踏まえ、新たな設置方針を策定し、さらなる安全安心のまちづくりの推進を図るものとする。

なお、計画期間内においても、治安状況に著しい変化が生じた場合などは、適宜、方針の見直しを行う。



第10章 画像データの管理

10-1 個人情報保護の必要性

第5章に示したとおり、防犯カメラがとらえた画像を捜査当局に開示し犯罪の捜査に使用することで、防犯カメラの存在価値が一層高まり、設置効果を向上させることができる。このため、捜査当局の要求には、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例（以下、「防犯カメラ条例」という。）及び荒川区個人情報保護条例の規定に基づき、適正に公開することが求められる。

一方で、開示する画像データには、個人情報が含まれていることから、防犯カメラの設置者として、開示後にデータが適正に取り扱われていることについて、確認する義務を負うことになる。

そこで、捜査当局への画像データの開示方法など、データの取り扱いについて規定する。

10-2 画像データの管理方法

(1) 条例に基づく管理の徹底

防犯カメラが捉えた画像については、防犯カメラ条例を遵守し、適正に管理するものとする。

(2) 画像データの管理台帳による管理

防犯カメラ条例の適用を受ける防犯カメラの「防犯カメラ管理責任者」は、管理台帳を設置し、画像データを次のとおり管理することとする。

- ① 提供したデータは、提供日、開示内容、提供先を台帳に記載し、1か月ごとに状況報告を求め、「証拠として採用」、「捜査中」、「不採用」の別を逐次把握する。
- ② 証拠として不採用となったデータについては、削除したことを確認する。
- ③ データを提供する際には、DVDに提供番号を明記し、管理する。
※町会、商店街についても同様の取り扱いとし、手続きについては、区がサポートする。

(3) 地域団体のサポート

地域団体については、防犯カメラ管理責任者が多忙であることから、画像データの提供に係る作業について、大きな負担となっているケースも見受けられる。

そこで、区がサポート体制を整え、画像提供の手続き等を手厚く支援していくこととする。

- ① 防犯カメラ管理責任者を対象とした研修会を年1回、実施して、個人情報取り扱いについて再確認するとともに、地域防犯の取り組みの発表を行い各町会間において情報共有することで、防犯意識の高揚を図る。
- ② 警察への画像データの提供については、町会、商店街の負担を軽減するために、区が連絡窓口となるとともに、画像データのダウンロード、SDカードの取出し等についても区が町会、商店街担当者を支援する。